

# 前橋市立広瀬中学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

### (1) 基本的な考え方や方針等

#### いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、すべての生徒が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭・地域社会・関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

### (2) めざす生徒像

〈学校教育目標〉

「人を大切にする心を基本におき、どこまでも自己を高め、努力を継続する生徒を育てる。」

**高く 豊かに たくましく**

〈めざす生徒像〉 ○高い知性を求め続ける生徒

自分を大切にし、自分に誇りが持てる

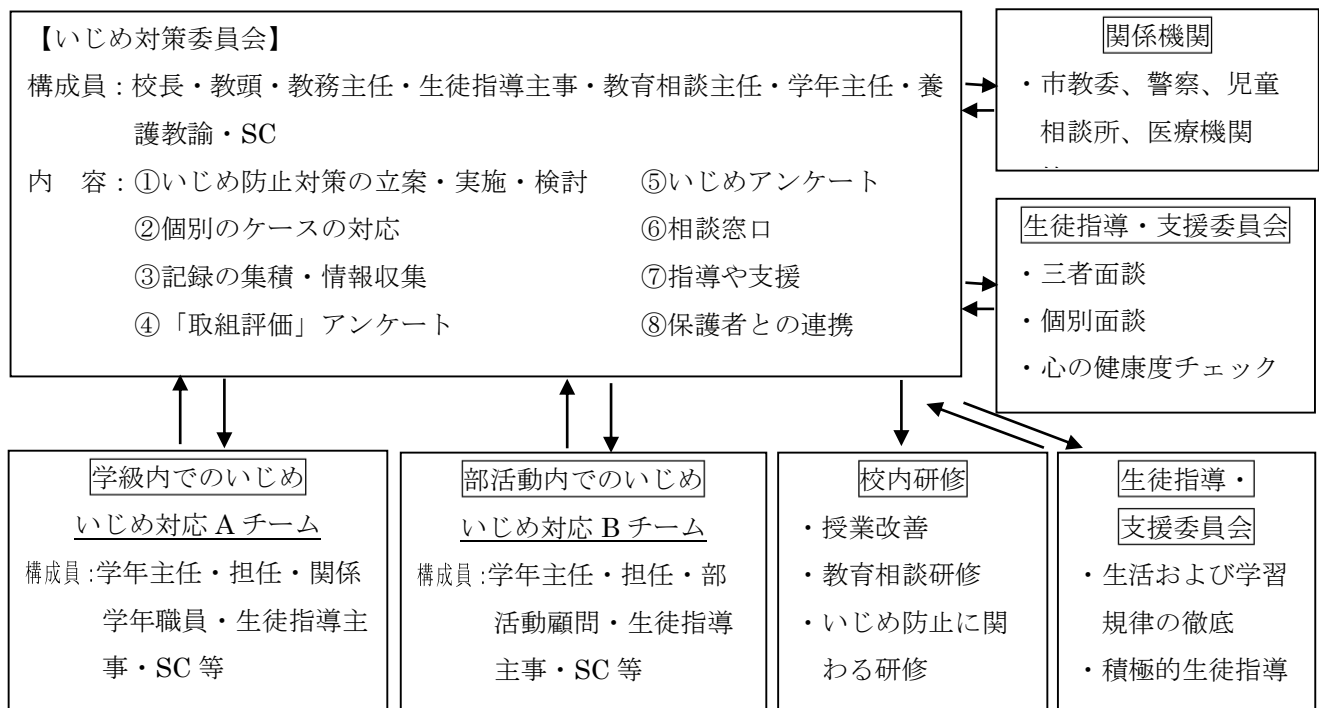
○心豊かで思いやりのある生徒

仲間や社会に貢献できる

○健康でたくましい生徒

新たなことに進んで挑戦できる

## 2 組織および校内体制



## 3 いじめの未然防止

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、未然防止の取り組みを行う。

### (1) 教育活動の充実

#### ① 豊かな情操と道徳心を培い、望ましい人間関係や互いのよさを認め合う取組の充実を図る

- ・すべての生徒が活躍できる「わかる授業」の工夫。
- ・年間指導計画に基づいた道徳の時間の充実。
- ・特別活動の実践を通じたコミュニケーション能力の育成。
- ・総合的な学習の時間における集団活動や体験活動の充実。
- ・QUの定期的な実施、実態把握。

#### ② 生徒の規範意識を高め、望ましい人間関係の醸成や互いを認め合う環境づくりに努める

- ・集団生活を送る上でのルールやマナーについての指導。
- ・学級における主体的な話し合い活動の充実。
- ・多様な個性や人間関係を見据えた、望ましい集団づくり。
- ・スクールカウンセラー等を活用したソーシャルスキルトレーニング等による人間関係づくり。

#### ③ 生徒主体のいじめ防止活動の充実を図る

- ・生徒会本部を中心としたいじめ防止活動の推進。
- ・生徒全員が意欲的に参加できる生徒会活動の充実。

#### ④ 多面的な生徒理解を推進することにより生徒指導の充実を図る

- ・いじめ防止の観点を取り入れた、生徒の多面的な見取りや教職員間の緊密な情報共有。

#### ⑤ 配慮が必要な児童生徒への支援

- ・個々の生徒の特性や実態をふまえ、適切に丁寧に対応していく。また、保護者の理解・啓発にも努めていく。

## (2) 研修や啓発活動の充実

- ① 教職員の研修と情報交換の場を充実させ、いじめ防止対策の推進を図る。
- ② いじめ対策に係る研修を実施して、教職員の資質能力や指導技術の向上を図る。
- ③ インターネット上のいじめについて生徒への指導を行う。
- ④ インターネット上のいじめを防止するために、保護者や地域への啓発活動を行う。
- ⑤ 地域と連携し、人間性豊かな生徒の育成を図る。
- ⑥ SCからいじめについて、校内研修で講話を頂き、いじめの事例等から、教職員間で学び合う。

## (3) 保護者・地域・他校との連携

- ① PTA による地区パトロールの実施や情報提供。
- ② サポート会議等を通じた民生児童委員、自治会長との情報交換。
- ③ 市生徒指導主任会等を通じた他校との情報の共有。
- ④ 学校評価アンケートを保護者に配布し、いじめ防止の取り組みが成果を上げているかどうか検証し、意見を検討する場を設ける。
- ⑤ 本方針をホームページで公開し、地域への周知を図る。

## 4 いじめの早期発見

### (1) 「いじめを見逃さない」、「いじめに気づく」ための取組

#### ①いじめアンケート及び心の健康度チェックを実施する。

・毎月、月初めにいじめアンケートを実施。生徒の実態に応じて、必要があれば、質問項目や回答方法を変更する。【生徒指導部，担任】

・学期に1回、心の健康度チェックを実施。【教育相談部，担任】

#### ②日常生活において生徒一人ひとりに対し、きめ細かな見取りをしていく。

・生活記録ノートを活用した、心情や生活実態の把握。【担任】

・意識的な声かけを通じた、生徒のようすや人間関係等の把握。【全職員】

#### ③定期的に教育相談（個別面談）を実施する。

・心の健康度チェックの結果を踏まえた2者面談の実施（1学期）。【担任】

・スクールカウンセラーとのグループ面談の実施（1年生1学期）。【SC】

・2者面談の実施（全学年2学期：夏休み明け）。【担任】

#### ④保護者・地域と日常的に連携し、協力して生徒を育てていく。

・あいさつ運動への保護者・地域の方の参加。

・地域行事への生徒の積極的な参加。【生徒・職員】

#### ⑤いじめ防止のための生徒会を中心とした生徒の自主的な活動

・生徒集会等で、いじめ防止のための演劇を生徒会が行う。

・学活等の時間で、いじめ防止の標語を作成し、生徒集会等で良かった標語を表彰する。

・生徒会を中心に挨拶運動を行う。

#### ⑥遊びやふざけあいを装ったいじめの防止

・休み時間等、教職員が生徒の様子を見守ることで、遊びやふざけあいを装って、いじめをすることの防止を図る。

## (2) 情報を確実に共有するための取組

- ・指導の記録を必ず残すようにし、対応策を分析・検討できるようにする。【全職員】

## (3) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ・いじめ対策委員会等で方針を立案し、対応チームに提案する。

## 5 いじめに対する対応

いじめと思われる事案が確認された場合、速やかにいじめ対策委員会で事実確認をし、対応と方針を検討する。

### (1) 重大事態発生の場合

重大事態とは、以下の2つの場合をいう。

#### 1. いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命・心身または、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

#### 2. いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

- 相当の期間 … 年間欠席数が30日を目安とする。

重大事態発生の場合、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した際は、速やかに市教委を通じて、市長に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査(アンケートや聞き取り)を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 法を犯す行為が認められるときには、市教委と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

### (2) ネット上のいじめに関すること

- ・定期的にアンケートやネットに関する講演会を実施し、注意喚起するとともに未然防止に努める。
- ・市教委(ネットパトロール)と連携して、関係生徒や事実を把握できるようにする。
- ・ネット上のいじめが発覚した場合、事実を確認し、保護者にも連絡をして、いじめに関わる内容は速やかに消去させるようにする。

## 6 いじめられた子供又はその保護者への対応

- ・事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは続ける。